



政府統計

【回答期限 平成 27 年 12 月 30 日（水）】

本調査は、環境省が統計法にもとづいて調査を行うものであり、統計以外に使用することはありませんので、ありのまま御記入ください。

企業 ID

環境にやさしい企業行動調査 調査票

調査実施者 環境省（総合環境政策局環境政策課）
調査精算機関 アセエ株式会社

この調査は、環境省が平成 3 年度から実施しているものであり、企業における環境行動について把握するために、従業員数 300 人以上の東京及び名古屋圏に拠点を有する 1 部又は 2 新上場企業並びに従業員数 500 人以上の非上場企業、団体を対象に実施するものです。

この調査は、我が国における企業の環境行動に関する全国的な状況、環境に配慮するための重要な調査です。昨年度の調査結果は、環境省のホームページに全文を掲載しております（<http://www.env.go.jp/policy/j-hioba/kigyoindex.html>）。今年度の調査結果につきましても集計の後、調査要約として取りまとめのうえ発表させていただきます。全文を環境省ホームページに掲載することを希望する場合は、より詳しく、細部までお問い合わせください。

御使用中のどこか欄に誤植ですが、**調査票は平成 27 年 12 月 30 日（水）まで環境省 CS 担当の方などに郵送ください。**郵送ください。お問い合わせは、アセエ株式会社（電話番号：0365-250-3235）へお願いいたします。

【受付時間 9：00～17：30（土日・祝日を除く）】

【記入時の注意事項】

- 1) IDは全87問です。該当するもの1つ（あるいは複数該当するもの全て）を選び、この調査の回答の番号に直接の番号を付けてください。「その他は記入しなさい」には、必要に応じて内容を記入ください。
- 2) IDは平成 22 年度まで実施していた「環境省企業調査」を前号として併記したものです。
- 3) 本調査の対象把握期間は平成 28 年度です。「1」については、平成 27 年 3 月 31 日現在の状況を御回答ください。

I. 貴組織の概要について

1～7 のおからかひり制されている情報は、該当箇所を線を引き正しい情報を記載してください。

1. 組織名				
2. 業 種	(巻末の表 1 より、最も当てはまる番号を 1 つ選んでください)			
3. 本 店 所在地	〒			
4. 資本金	百万円	5. 従業員数	百万円 (平成	年 月決算)
6. 直売上高 (実績)	人			
7. 回答者所属部署				
8. 回答者氏名及び連絡先	氏名	TEL	(内線)
	FAX	Eメール		

※ 従業員には職名、パート、派遣社員を含みます。

II. 環境に配慮した取組に関する取組事項

2. 環境政策の推進状況について

2-1. 貴組織において、環境政策の推進（※）はどのような位置づけられていますか、もっとも当てはまるものを 1 つ選んでください。

1	環境がビジネス戦略の一つである	→ 1 番 2 - 2 へ移動してください。
2	企業の社会的責任（CSR）の一つである	
3	ビジネスの持続可能な経営手法の一つである	
4	環境に関する法制遵守の目的である	
5	位置づけられていない	
6	その他	

※ 「環境配慮経営」とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がリニューエーブルエネルギー全体を視野に入れて行う取組を総称したものを指します。

※ CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) とは、企業がさまざまな活動をおこなうプロセスにおいて、利益を優先させるのではなく、ステークホルダーとの関係を重視しながら、社会的公正性を保つことや、環境対策を備えることなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期的にわたって企業が持続的に成長することができるように目指すことをいいます。

2-2. 貴組織が環境政策の推進を遂行して行く上で重視する事項は何ですか、当てはまるものを全て選んでください。

1	経営責任者のリーダーシップ	→ 1 番 2 - 3 へ移動してください。
2	関係と経営の戦略的統合	
3	組織体制がバリエーションの構築	
4	ステークホルダー（G30）への対応	
5	バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避	
6	持続可能な資源・エネルギー利用	
7	重視していない事項はない	
8	その他	

※ 「ステークホルダー」とは、一般に利害関係者と訳され、ここでは、企業への環境への取組を含む事業活動に対して、直接的又は間接的に利害関係がある組織や個人をいいます。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政機関等を含みます。

2-3. 業絡網での環境配慮活動を推進するに当たって、事業エリア内（※）重要な環境課題と位置づけているものは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	資源・エネルギーの効率的な利用	⇒問2-4へお答えください。
2	資源・エネルギーの種類別利用	
3	気候変動リスクへの緩和・適応	
4	水使用量の管理	
5	水確保の保全	
6	大気汚染の保全	
7	土壌汚染の保全	
8	化学物質の管理	
9	廃棄物の適正処理・リサイクル	
10	生物多様性の保全	
11	地域の生活環境に係る問題への対応	
12	重要な環境課題はない	
13	その他	

※ ここでの「事業エリア」とは、事業引継ぎや連結子会社など自身が直接的に環境への影響を削減管理できる領域のこととなります。

2-4. 業絡網での環境配慮活動を推進するに当たって、事業エリア外（※）(O)正・(I)下 で重要な環境課題と位置づけているものは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	資源・エネルギーの効率的な利用	⇒問2-6へお答えください。
2	資源・エネルギーの種類別利用	
3	気候変動リスクへの緩和・適応	
4	水使用量の管理	
5	水確保の保全	
6	大気汚染の保全	
7	土壌汚染の保全	
8	化学物質の管理	
9	廃棄物の適正処理・リサイクル	
10	生物多様性の保全	
11	地域の生活環境に係る問題への対応	
12	重要な環境課題はない	
13	その他	

※ ここでの「事業エリア外」とは、自社の事業活動に関連する原料調達から廃棄に至るまでのライフサイクル全体のうち、事業エリアに含まれない川上・川下における領域をいいます。

2-5. 業絡網では、環境配慮活動を推進するための部署又は担当を置いていますが、いずれが1つ選んでください。

1	部署を設けている（CSR担当部署において環境への取組を行っている場合も含む）	⇒問2-6へお答えください。
2	部署は設けていないが、担当者を置いている	
3	担当者を設けていない	⇒問2-7へお答えください。
4	その他	

2-6. 業絡網における環境配慮活動を推進する部署は、経営戦略に関連する部署とどのような関係にありますか。いずれが1つ選んでください。

1	経営戦略上の部署の一つとして位置づけられている	⇒問2-7へお答えください。
2	経営戦略上の部署とは別に位置づけられているが、連携している	
3	経営戦略上の部署とは別に位置づけられており、連携は取られていない	
4	その他	

2-7. 業絡網では、環境配慮活動を推進するに当たって、業績評価や人事評価の中に、環境配慮の相点を組み込んでいますが、当てはまるものを全て選んでください。

1	業績評価に組み込んでいる	⇒問2-8へお答えください。
2	人事評価に組み込んでいる	
3	いずれの評価にも組み込まれていない	
4	その他	

2-8. 業絡網では、環境配慮活動を推進するに当たって、環境教育に対して、環境教育を行っていますか。いずれが1つ選んでください。

1	定期的（年に1回以上）に行っている	⇒問2-9へお答えください。
2	定期的ではないが、行っている	
3	行っていない	
4	その他	

※ 「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、会社、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりやその他の課題の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいいます。

2-9、貴船籍では、従業員等に向けた、環境教育をどのような形で実施していますか、方法、講師、形式それぞれについて、当てはまるものを全て選んでください。

1	新入社員研修、管理職研修等
2	講師に特定した研修（環境マネジメント研修等）
3	その他
4	自社の社員（専任担当者）が講師を担任
5	外部から講師を招待
6	外部の環境教育研修会等に従業員を派遣
7	座学形式
8	体験学習形式
9	e-ラーニング形式
10	その他

⇒問3-1へお進みください

3. 環境マネジメントシステムの検証について

3-1、貴船籍では、ISO14001、エコアクション21等の第三者が検証する環境マネジメントシステム（※）を構築・運用していますか、いずれか1つ選んでください。

1	構築・運用している	⇒問3-2へお進みください
2	構築・運用を予定している	⇒問4-1へお進みください
3	構築・運用していません	⇒問3-4へお進みください

※ 「環境マネジメントシステム」とは、事業者が自主的に標準化に關する取組を定めるに当たり、標準に關する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みです。環境マネジメントシステムにはISO（国際標準化機構）が策定したISO14001のほか、構築者が策定した中小事業者向けのエコアクション21、地協版の環境マネジメントシステムのKES等があります。

3-2、貴船籍で構築・運用した第三者が検証する環境マネジメントシステムはどのようなもので、当では当てはまるものを全て選んでください。

1	ISO14001
2	エコアクション21（※）
3	地協版の環境マネジメントシステム（KES等）
4	エコステージ（ステージ2以上）
5	その他第三者が検証する環境マネジメントシステム

⇒問3-3へお進みください

※ 「エコアクション21」とは、環境省が、中小事業者等における環境マネジメントシステムの構築・運用、環境コミュニケーションの促進のために策定したガイドラインです。なお、本ガイドラインを活用して、認証・登録制度が平成16年10月より実施されています。

※ 「エコステージ」とは、一般財団法人エコステージ協会が制定し、認証を行う第三者が検証する環境マネジメントシステムです。5段階のステージで構成され、段階的認証を取得しシステムの向上を図っていく仕組みです。ステージ2において、ISO14001の企画内容をほぼ満たしており、他の第三者が認証する環境マネジメントシステムと同等レベルであると考えられています。

3-3、貴船籍では、第三者が検証する環境マネジメントシステムの構築・運用により、どのような効果がありますか、当てはまるものを全て選んでください。

1	コスト削減につながった
2	環境負荷低減につながった
3	省エネルギーが向上した
4	従業員等の健康への意識が向上につながった
5	取引先や顧客からの評価が向上した
6	金融機関からの評価が向上した
7	自治体等の行政機関からの評価が向上した
8	地域住民からの評価が向上した
9	効果はなかった
10	その他

⇒問4-1へお進みください

3-4、貴船籍で第三者が検証する環境マネジメントシステムを構築・運用していないのはどのような理由からですか、当てはまるものを全て選んでください。

1	独自に策定した環境マネジメントシステムを構築・運用しているため
2	コストに見合ったメリットが感じられないため
3	人材が確保できないため
4	取引先等から要求されないため
5	業務上、必要ないと考えているため
6	向きによっていけなかったため
7	その他

⇒問4-1へお進みください

4. 取引先との関係について

4-1、貴船籍では、取引先（請負業者、納入業者等）の選定に当たり、取引先の環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮していますか、考慮している環境マネジメントシステムについて、当てはまるものを全て選んでください。

1	ISO14001
2	エコアクション21
3	地協版の環境マネジメントシステム（KES等）
4	エコステージ（ステージ2以上）
5	その他第三者が検証する環境マネジメントシステム
6	独自に策定した環境マネジメントシステム
7	今後考慮する予定である
8	考慮していません

⇒問4-2へお進みください

4-2. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）に対して、取引先の取引先（2次納入先以降）の選定に当たり、環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮するよう要請していますか、いつからいつまで選んでください。

1	考慮するよう要請している
2	要請まではしていないが、考慮するよう依頼している
3	今後要請又は依頼する予定である
4	要請及び依頼はしていない
5	その他

4-3. 貴組織では、環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施していますか。いつからいつまで選んでください。

1	実施している
2	実施に向けて検討している
3	検討していない

※ 「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷がでるけれども少ないものを購入することです。【国等】による環境物品等の製造の推算に関する法律¹では、事業者及び国民はできる限りの環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）を選択するよう努めるものと規定されています。

4-4. 貴組織では、取引先の経営者・従業員向けに環境取組の説明会や研修をどのような形で実施していますか。方法、講義形式をそれぞれについて、当てはまるものを全て選んでください。

1	経営者・管理補助員向け研修等
2	環境に特化した研修会等（環境マネジメント研修等）
3	その他
4	自社の社員（講師担当者等）が講師を担当
5	外部から講師を招待
6	座学形式
7	体験学習型形式
8	e-ラーニング形式
9	その他
10	実施していない

5. 事業活動に係るライフサイクルにおける環境取組について

5-1. 貴組織では、事業エリア内における環境負荷アンケートを把握していますか、どちらからいつ選んでください。

1	把握している
2	把握していない

5-2. 貴組織で把握している事業エリア内における環境負荷アンケート等とはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答可）また、環境負荷アンケート等のうち、重要が環境取組に貢献して目標を達成しているものがある場合は、当てはまるものを全て選んでください。（複数回答可）

番号	項目	備考
1	→	1 総エネルギー投入量又はエネルギー効率
2	→	2 再生素料エネルギー投入量
3	→	3 緑化施設投入量
4	→	4 水資源投入量
5	→	5 資源生産性（※）
6	→	6 資源の循環的利用量又は率
7	→	7 温室効果ガス排出量（総量）（※）
8	→	8 温室効果ガス排出量（単位化）（※）
9	→	9 総排水量
10	→	10 水質汚濁負荷量又は排出濃度
11	→	11 大気汚染物質（蒸気化合物、粒子状物質等）の排出量
12	→	12 化学物質排出量・移動量
13	→	13 廃棄物総排出量（※）
14	→	14 廃棄物総処理量（※）
15	→	15 グリーン購入率
16	→	16 環境負荷低減率
17	→	17 その他

- ※ 「資源生産性」とは、例えば「生産高（円）÷総物産投入量（トン）」や「売上高（円）÷総物産投入量（トン）」など、投入された資源をいかに効率的に使用して総物産価値を生み出しているかを測る指標を指します。
- ※ 「温室効果ガス排出量（総量）」とは排出量合計、「温室効果ガス排出量（単位化）」とは活動（売上高、生産高等）あたりの排出量を指します。
- ※ 「廃棄物総排出量」は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計です。一般的に計算例は下記のとおりです。
 - 産廃廃棄物排出量＋事業系一般廃棄物排出量＋事業所内部での埋立量＋有害物売却（or 発生）量
- ※ 「廃棄物総処理量」は、廃棄物等の埋立処分量及び埋立が予想される中間処理・再資源化後の残渣や燐灰などを指し、一般的に計算例は下記のとおりです。
 - 中間埋立処分される産廃廃棄物量
 - ＋産廃廃棄物で埋立処分が予想される中間処理残渣量＋再資源化残渣量
 - ＋一般廃棄物で埋立処分される量と中間処理や再資源化後に埋立が予想される量
 - ＋自治体敷地内に埋立処分した産廃物量

5-3. 我が国は、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050（平成62）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています（第2次エネルギー基本計画（2012（平成24）年4月27日閣議決定））が、貴組織では、温室効果ガス排出量について中長期的な目標を決定していますか。当ではまるものを全て選んでください。

種類	原単位
1 →	短期（概ね1～2年）の目標を設定している
2 →	中期（概ね3～5年）の目標を設定している
3 →	長期（概ね10年以上）の目標を設定している

⇒問5-4へお進みください

5-4. 貴組織では、事業エリア外（川上・川下）の環境負荷データを把握していますか。どちらが1つ選んでください。

1	把握している
2	把握していない

⇒問5-6へお進みください

5-5. 貴組織で把握している事業エリア外（川上・川下）における環境負荷データ等はどのようなものですか。当ではまるものを全て選んでください。（負荷データ）
また、環境負荷データ等の中から、重要な環境課題に隣接して目標を設定しているものがある場合は、当ではまるものを全て選んでください。（環境目標）

負荷データ	環境目標
1 →	総エネルギー投入量又はエネルギー効率
2 →	再生可能エネルギー投入量
3 →	総投資投入量
4 →	水資源投入量
5 →	業務生産性
6 →	資源の循環的消費又は率
7 →	温室効果ガス排出量（総量）
8 →	温室効果ガス排出量（原単位）
9 →	総排水量
10 →	水質汚濁負荷量又は排出濃度
11 →	大気汚染物質（窒素化合物、粒子状物質等）の排出量
12 →	化学物質排出量・稼働量
13 →	廃棄物総排出量
14 →	廃棄物燃焼効率
15 →	グリーン購入実施率又は率
16 →	環境負荷低減型製品等の販売額又は率
17	その他

⇒問5-6へお進みください

5-6. 貴組織では、「LCAライフサイクルアセスメント」(※) を実施していますか。いずれが1つ選んでください。

1	実施しており、その結果を公表している
2	実施しているが、その結果は公表していない
3	実施を検討中である
4	実施していない
5	LCAについて知らなかった
6	LCAを実施する意向等はない

⇒問6-1へお進みください

※ ライフサイクルアセスメントとは、商品の生まれる前の原料段階からはじまって、最終的に商品が処分されるまでの全ての段階（ライフサイクル）において、環境に影響を与える物質の排出状況、使用・消費状況を把握することにより、重要な環境問題について考え、評価することをいいます。

6. 環境に関する情報開示等について

6-1. 貴組織では、環境に関するデータ、取組等の情報を開示していますか。いずれが1つ選んでください。

1	一般の方を対象として開示を申し込んでいる
2	特定の取引先、金融機関等一部を対象として開示を申し込んでいる
3	情報の開示はしていない

⇒問6-2へお進みください

6-2. 貴組織では環境報告書(※)を作成・公表していますか。いずれが1つ選んでください。

1	作成・公表している
2	作成しているが公表していない
3	作成を検討している
4	作成していない

⇒問6-3へお進みください

※ ここでの「環境報告書」とは、CSR 報告書等の名称の如何を問わず、環境情報が含まれている報告書であれば、全て対象とします。

6-3. 環境報告書の作成の際に参考としたガイドライン等はどのようなものですか。当ではまるものを全て選んでください。

1	環境報告ガイドライン（環境省）
2	GRIサステナビリティレポーティング・ガイドライン
3	ISO26000
4	IRC・国研会報告フレームワーク
5	事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン
6	サプライチェーンを含む温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン
7	他社の環境報告書
8	その他

⇒問6-4へお進みください

6-4. 技術可能な社会と事業の発展のためには、事業者の環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を活用した投資が国内外で重視されています。そこで、どのような非財務情報の利用促進策が適切かと考えますか。当てはまるものを全て選んでください。

1	多くの投資家等に対して、企業の非財務情報の提供を可能とした、検索・比較機能を提供した情報プラットフォームの整備	⇒問7-1へお答えください。
2	企業の重要な非財務情報を、年次報告書等へ記載（または記載しない場合には記載しない旨及び理由）することの制度化	
3	投資家や金融機関に対して、非財務情報の標準的な利用を促すための働きかけ（情報提供等）	
4	バリューチェーンにおける環境負荷データの集計方法に関する情報提供	
5	個別の非財務報告書等に関する情報提供（参照制度を含む）	
6	その他	

7. 環境ビジネスについて

7-1. 貴組織では、環境ビジネス（※）を行っておりますか、いずれか1つ選んでください。

1	行っている	⇒問8-1へお答えください。
2	行うことを検討している	
3	行っていない	

※ ここでの「環境ビジネス」とは、環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネスのことを指します。

8. 地球温暖化防止対策について

8-1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（※）の規定に対して、貴組織ではどのような対応をされていますか。いずれか1つ選んでください。

1	計画を作成し、公表している（数値目標を掲げている）	⇒問8-2へお答えください。
2	計画を作成し、公表している（数値目標は掲げていない）	
3	計画を作成しているが、公表はしていない	
4	計画の作成に向けて既に検討している	
5	計画を作成する予定はない	

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は削減に向けた行動をまず、自主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の削減等のための計画に関する計画を策定し、公表するように努めなければなりません。

8-2. 地球温暖化を低減するために、「国内排出量取引制度」の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか、いずれか1つ選んでください。

1	賛成	⇒問8-4へお答えください。
2	どちらとも言えない賛成	
3	どちらとも言えない反対	
4	反対	
5	よくわからない（国内排出量取引制度の内容及び明確であるため、賛成でも反対でもない）	

※ ここでの「国内排出量取引制度」とは、温室効果ガス排出枠の交付機量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や柔軟メカニズムの活用を認めること等を内容とするものです。京都メカニズムとは、京都議定書で温室効果ガス排出量に数値目標が課せられた国が、目標を達成するために利用することができる柔軟措置の1つで、自国の温室効果ガス排出量が排出枠を上回った場合、外国から排出枠を購入（排出権取引）したり、外国で実施した温室効果ガス削減を自国の削減とみなすこと（共同実施やクレジット開発メカニズム）ができる仕組みのことです。

8-3. 国内排出量取引制度の導入に反対と考える理由は何でしょうか、もつても当てはまるものを5つ選んでください。

1	我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため	⇒問8-4へお答えください。
2	自社の経営に自由さを与える恐れがあるため	
3	自主的取り組みで十分であると思われるため	
4	機動的な措置を活用すべきであると思われるため	
5	排出量の削減方法が不明確であるため	
6	需要の抑制効果が低いと考えるため	
7	その他	

8-4. 仮に国内排出量取引制度が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たされることが最低限必要とされますか、もつても当てはまるものを1つ選んでください。

1	外国組での競争競争力の低下を招かないこと	⇒問8-6へお答えください。
2	国新市場における排出枠の購入・売却が可能であること	
3	適度に企業の経営や経済成長を圧迫しないこと	
4	自主的参加型で、排出量の削減に当たりの企業の負担が認められること	
5	業種ごとに適度に負担が偏らぬようにすること	
6	民生部門（家庭、商業、オフィスビル等）も例外なく制度の対象とすること	
7	対応又は条件に際しては導入には反対	
8	わからない	
9	その他の条件	

8-5. 貴組織では、温室効果ガスの削減に関して、カーボン・オフセット（以下「オフセット」）（※）に取組んでいますか、いずれか1つ選んでください。

1	取組んでいる	⇒問8-6へお答えください。
2	今後実施する予定である	
3	今後実施の検討予定はない	
4	わからない	

※ 「カーボン・オフセット」とは、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に排出削減努力を行った上で、削減困難な排出量について、他の場所での排出削減・吸収量等（クレジット）を購入することなどにより埋め合わせ（オフセット）することをいいます。

※ クレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、農林業が平成17年から実施している自主参加型排出削減取組（JVETS）で用いられる排出枠や、平成20年から日本国政府のプロジェクトにおいて実証した温室効果ガスの排出削減・吸収量を、環境省が認証するオフセット・クレジット（J-VETP）、ほかにも海外における様々なクレジットなどがあげられます。

8-6. 貴船籍では、貴船籍では、どのような場合にオフセットを実施していますか、対象活動及び手法について、当てはまるものを全て選んでください。

対象	1 船内喫煙・使用時ケービス利用時
活動	2 会議・イベント開催 3 自らの活動（社員の出勤、業務ビル等）における電力使用など 4 その他
手法	5 京都メカニズムクレジットの購入 6 オフセット・クレジット（J-VETP）の購入 7 自主参加型排出削減取組（JVETS）の排出枠の購入 8 海外のVETS（気候変動取組、EU域の排出削減取組）の排出削減力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外のクレジットの購入 9 その他

8-7. 貴船籍で今後オフセットの取組を行うに当たり、行政にどのような支援を望みますか、当てはまるものを全て選んでください。

1 オフセットに関する経路支援
2 消費者の意識向上のための啓発活動
3 先進的なオフセットの取組事例の紹介
4 購入可能なクレジットの提供
5 クレジット購入者・事業者の情報の提供
6 地球温暖化対策推進が等、法令に基づく報告の義務付け
7 クレジット購入・取組等の取組面での履歴等経路がインセンティブ付与
8 会計・財務処理方法の明確化
9 クリーン購入法の取組推進品目へのオフセット取組の導入
10 その他

8-8. 「地球温暖化対策税」（※）が導入されたことやその内容（どのような税率か）を知っていますか、いづれか1つ選んでください。

1 導入されたことその内容（どのような税率か）も知っている
2 導入されたことも知っているが、税率までは知らない
3 導入されたことは知らないが、地球温暖化対策税のことは知っている（聞いたことがある）
4 地球温暖化対策税のことはそもそも知らない（聞いたことがない）

※ 「地球温暖化対策税」とは、石油・天然ガス・石炭といった全ての化石燃料の利用に対して二酸化炭素排出量に別した課税を行うもので、平成24年10月から導入されています。

9. 地球温暖化について

9-1. 貴船籍では地球温暖化（※）を減らしていますか、いづれか1つ選んでください。

1 導入している	⇒Ⅲ（問10-1）へお進みください
2 導入していません	⇒Ⅳ
3 削減策自体を知らない	⇒Ⅴ以上でアンケートは終了です。御座りありがとうございます。

※ 「地球温暖化」とは、企業等が、社会との良好な関係を築きつつ温室効果ガスへの取組を促進するための効果的に推進していくことを目的として、事業活動における温室効果ガスの排出削減・吸収量を、環境省が認証し、可能な限り定量的（基準単位又は物理単位）に測定する仕組みです。

Ⅲ. 環境投資等実態調査

- 当該期間は平成22年度まで実施していた環境投資等実態調査を補綴して本調査に併合したものです。環境会計ガイドライン2005年版に基づく分類にて環境保全コスト（環境保全に関する投資額及び費用額）を御回答いただくようお願いいたします。
 (参考：環境投資等実態調査 <http://www.env.go.jp/bojkyu/hiraba.html>
 環境会計ガイドライン2005年版 <http://www.env.go.jp/bojkyu/kaikei/suide2005.html>)
- 環境会計を実施している事業者は、環境会計で集計した金額を御記入ください。
- 単価は、**百万円(十万円単位を四捨五入)**です。**事業者単体の金額を消費税抜き**で御記入ください。該当する投資額や費用額があるものの四捨五入した結果が百万円に満たない場合は、小数点以下第1位まで御記入ください。
- 該当する投資額や費用額がない場合は「0」と御記入ください。

10. 環境保全コスト

10-1. 買組額における、環境保全コスト（事業活動に起因した分類）について教えてくださいいただけますか。	
投資額	
公害防止コスト	() 百万円
地球温暖化コスト	() 百万円
資源循環コスト	() 百万円
上・下流コスト	() 百万円
管理活動コスト	() 百万円
研究開発コスト	() 百万円
社会活動コスト	() 百万円
環境構築対応コスト	() 百万円
費用額	
公害防止コスト	() 百万円
地球温暖化コスト	() 百万円
資源循環コスト	() 百万円
上・下流コスト	() 百万円
管理活動コスト	() 百万円
研究開発コスト	() 百万円
社会活動コスト	() 百万円
環境構築対応コスト	() 百万円

⇒以上でアンケートは終わります。御協力ありがとうございます。

【環境保全コスト用語解説】

- **環境保全コスト**
 操業負荷の発生防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額。
- **投資額**
 対象期間における環境保全を目的とした支出額で、その対象が数期間にわたって継続し、その期間に費用化されていくもの。(減価償却資産の当期取崩額)

● 費用額
 環境保全を目的とした財・サービスの費消によって発生する費用又は損失。

事業活動に起因した分類

分類	内容
公害防止コスト	公害防止に係る取組のためのコスト。設備の末端に付加した施設・設備（エンド・オブ・パイプ）等がある。また、公害とは、事業活動等が原因で生じた有害な影響によって人の健康又は生活環境に関する被害が生じることで、具体的には環境基本法で定められた典型的な公害である大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地震の沈下が挙げられる。
地球温暖化コスト	人の活動により地球全体又はその後半半部分的な環境に影響を及ぼす事業に係る環境保全コスト。地球温暖化防止、オゾン層保護、その他の地球環境保全のためのコストがある。
資源循環コスト	持続可能な資源循環に取り組むためのコスト。資源循環の取組には、廃棄物の発生そのものの抑制、有価、無価を問わず有用な資源の幅広い利用（再使用、再生利用、熱回収、循環的利用が行われない廃棄物の適正な処分等）がある。
上・下流コスト	事業エリアに財・サービスを投入する前の領域（上流域）で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト及び事業エリアから財・サービスを運出・排出した後の領域（下流域）で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト並びにこれに関連したコスト。
管理活動コスト	企業等の環境保全のための管理活動であって、事業活動に伴い発生する環境負荷の抑制に對して間接的に貢献する取組のためのコストや、環境情報の開示等、企業等が社会とのコミュニケーションを図る取組のためのコスト。
研究開発コスト	企業等の研究開発コストのうち、環境保全に関するコスト。
社会活動コスト	広く社会貢献のために行われる環境保全に関するコスト。企業等の事業活動に直接対して関係のない社会活動における環境保全のための取組のためのコスト。
環境構築対応コスト	企業等の事業活動が環境に与える影響に對應して生じたコスト。
その他のコスト	環境保全コストのうち、上記項目に当てはまらないコスト。

以上でアンケートは終わります。御協力ありがとうございます。

御協力ありがとうございました。

【アンケート回答対応表】

表1：業種選択一覧表（1ページ I. 業種別の職業の2. に併せる業種）

業種	選択番号	業種	選択番号		
建設業	1 総合工事業(66)	(住居業、小売業)	31 その他の娯遊業(65)		
	2 織物工事業(67)		32 各種娯具小売業(66)		
	3 設備工事業(68)		33 衣服・飲食料・機械器具小売業(67,68,69)		
製造業	4 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業(69,10)	金融業、保険業	34 その他の小売業(69,61)		
	5 繊維工業(11)		35 銀行業(62)		
	6 木材・家具・木製品製造業(12,13)		36 金融商品取引業、商品先物取引業(65)		
	7 パルプ・紙・紙加工品製造業(14)		37 保険業(67)		
	8 印刷・同梱業(15)		38 その他(63,64,66)		
	9 化学工業(16)		39 不動産取引業(68)		
	10 石油製品・石炭製品製造業(17)		40 不動産賃貸業、管理業(69)		
	11 プラスチック製品製造業(18)		41 物品賃貸業(70)		
	12 コム製品製造業(19)		42 学術・開発研究機関(71)		
	13 鉄鋼業(22)		43 広告業(73)		
	14 非鉄金属製造業(23)		44 その他の専門・技術サービス業(72,74)		
	15 金属製品製造業(24)		45 宿泊業(75)		
	16 電気機械器具製造業(29)		46 飲食店(76,77)		
	17 その他機械器具製造業(25,26,27,28,30,31)		47 洗濯・理容・美容・浴場業(78)		
	18 その他製造業(20,21,32)		48 その他の生活関連サービス業(79)		
	電気・ガス・熱供給・水道業		19 電気業(63)	娯楽業	49 娯楽業(80)
	20 ガス業(64)		50 遊樂物処理業(88)		
21 熱供給業(65)	51 自動車整備、機械等修理業(89,90)				
情報通信業	22 水道業(66)	サービス業	52 職業紹介・労働者派遣業(91)		
	23 通信業(67)		53 その他サービス業(92,93,94,95,96)		
運輸業、郵便業	24 放送業(68)	その他	54 1～53 までに属さない業種又は公務員等(81,82,83,84,85,86,87,97,98,99)		
	25 情報サービス業(69)				
	26 その他情報通信業(40,41)				
	27 運輸業(42,43,44,45,46)				
	28 その他運輸業(47,48,49)				
	29 各種商品小売業(60)				
	30 衣服・飲食料・建築材料・機械器具等小売業(51,52,53,54)				

※カッコ内の数字は日本標準業分類の中分類を参考のため記載している